



新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する緊急事態宣言を受けた対応について

(5月8日更新)

日本製鉄株式会社(以下、日本製鉄)は、新型コロナウイルス感染症への対応について、今般の政府による緊急事態宣言の期間延長、基本的対処方針の見直しを踏まえ、以下の通り、見直しを行います。

1. 特定警戒都道府県(13都道府県)内の事業拠点

5月10日まで実施としていた以下の勤務・生産等に関する対応を5月15日(金)まで継続します。その後については、政府および自治体の要請内容に応じて延長または改訂します。

<勤務・生産等に関する対応>

(1) 従業員の出勤については事業活動継続に必要な最小限に限定し、テレワーク可能な従業員については、原則、在宅勤務とします。出勤する従業員については混雑時間帯の出退勤を避けるなど、感染予防対策を徹底します。

また、製鉄所の生産についても、最大限の感染防止対策を講じたうえで、最小限の従業員にて行っていきます。

(2) 会社での面着での会議は禁止とし、必要に応じてWeb会議等のICTツールにて対応します。

(3) 国内外への出張は、原則禁止とします。

2. その他の国内事業拠点

勤務・生産等に関する対応を見直し、5月11日以降は各自治体の要請の内容に応じた対応とします。引き続き、テレワークやICTツールを積極的に活用するほか、職場に出勤する社員は感染予防対策(混雑時間帯の出退勤を避ける、執務場所等における3密回避等)を徹底することを前提に、必要な業務を遂行します。(上記(3)の対応は継続します。)

日本製鉄は、政府・自治体の方針や行動計画等に基づき、今後もお客さまや従業員等の安全を最優先に感染拡大防止に努めるとともに、適切な事業継続を図ってまいります。

お客さまを始めとする関係者の皆さまにおかれましては、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

お問い合わせ先：総務部広報センター 03-6867-2135, 2146, 2977, 3419

以上